

へき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修に関する情報収集結果

東北管区行政評価局
令和7年9月5日

情報収集の背景

- **令和3年4月**、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第40号）が施行され、へき地の医療機関への看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師（以下「**看護師等**」という。）の**派遣が認められること**となった。
- ただし、看護師等をへき地に派遣するに当たっては、**厚生労働省の通知※**により、**医療関連業務がチームにより一体として行われるものであることに加え、へき地においては、対応すべき医療のニーズが広範にわたり得るという特性に鑑み、事前に都道府県が中心となって実施する研修（事前研修）を受けた看護師等を派遣すべきとされた。**
- しかしながら、**当管区の行政相談に、派遣業者から県が事前研修を実施していないため看護師等を派遣できないとの相談があり、これを端緒に東北6県の事前研修の実施状況等について情報収集を実施することとした。**

※「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日付け各都道府県知事宛て医政発0302第14号厚生労働省医政局長、職発0302第5号厚生労働省職業安定局長、子発0302第1号厚生労働省子ども家庭局長、老発0302第6号厚生労働省老健局長、障発0302第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「**令和3年通知**」という。）



情報収集結果

東北6県における事前研修の実施状況と派遣業者の派遣の実態を聴取したところ、以下のような結果であった。

- ① **派遣業者において、県が事前研修を実施しないために、へき地の医療機関から派遣ニーズがあり派遣をしようとしても、独自に資料を作成し、研修を行わなければならないなど過度な負担が生じている状況**
- ② また、**事前研修を実施していない県からは、実施を検討するに当たり、実施要領等について、どのように策定すればよいか分からないとの意見が聞かれ、さらに、事前研修を実施している県においても、事前研修に係る情報収集や研修資料の作成に苦労したとの意見**

→ 厚生労働省は、事前研修を実施していない県の要望も踏まえつつ、令和3年通知の再周知や既に事前研修に係る取組を行っている都道府県の情報提供などを行うことが望まれる。

（詳細は別添資料参照）

厚生労働省の対応

総務省本省から厚生労働省に情報収集結果を提供した結果、

厚生労働省は令和7年8月、各都道府県に事前研修を実施している都道府県の情報とともに、令和3年通知の再周知を行った。

(本件連絡先)

総務省東北管区行政評価局

評価監視部 第1評価監視官室 藤村、佐藤

電話：022（262）8591